

6 一般的なケアと対処法 －上手につき合っていくために、ケアは大切です

がんの薬物療法で起こる神経障害を完全には防ぐことはできません。しかしながら、日常的にケアを継続したり、意識したりすることによって状態の悪化を防いだり、転倒やけがなどの危険を回避することは可能になります。そのためのケアや工夫について簡単に説明いたします。

まず、患者さんに行っていただきたいポイントは以下の通りです。



それでは、それぞれもう少し詳しく説明していきます。

観察・相談

■状態の観察

適切なケアを継続していくためには、症状や状態をよく知っておく必要があります。症状の出現部位や程度などを観察してください。また、傷やあざができていても気がつかない場合も考えられます。入浴時などに全身をチェックしてください。



自分の状態を観察し、よく把握しておきましょう。
傷やあざができていても、気がつかない時があります。

■医療者への相談

患者さんの中には「我慢できるから」とか、「治療が中止になってしまうかも」と心配になり、症状が出現しても伝えない方もいらっしゃるようです。我慢していても症状はよくなりません。我慢をするのではなく、早期に対処し、うまくつき合っていくことがとても大切です。また、症状の変化や気になることがあれば、一人で抱え込まずにその都度伝えることも大切です。



「鉛筆やペン、お箸などが握りにくくなった」「字が書きにくい」「ボタンがはめづらい」「足が上がりづらい」「バランスを取りづらい」など、“いつもと違う感じ”を感じたら、医療者に伝えましょう。

保温を心がける・寒冷刺激を避ける工夫

■しびれている部位の保温

しびれている部位を温めると症状が和らぐ場合があります。夏場でも素足でいるのは避けてください。また、濡れた皮膚は直ぐに水分を拭き取るようにするなど体温が奪われないようにしてください。



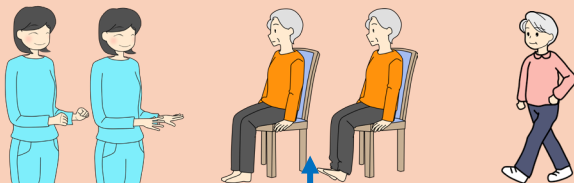
靴下や手袋を上手に活用しましょう。また、体を冷やさないように気をつけましょう。

■循環をよくする工夫



入浴時などにお湯の中でマッサージをしましょう。ただし、抗がん剤によって皮膚が弱くなっている場合がありますので、強くこすらず、さするような気持ちで行ってください。マッサージができない場合は、手のグーパー運動でも大丈夫です。

手や足の指の曲げ伸ばし運動や椅子に座っての足の運動、散歩など、無理のない範囲で運動を行いましょう。運動は気分転換になります。ただし、転倒や転落などに気をつけてください。なお、運動への不安があれば、医療者へ相談してください。



足首のゴムがきつめの靴下、サイズが小さめの靴は避けてください。

また、時計やブレスレットなどのアクセサリーで指や手首を締めつけないように気をつけましょう。

■ 寒冷刺激を避けましょう

寒冷刺激とは、“冷たい”や“ひんやり感”を感じる刺激です。寒冷刺激が症状を誘発、悪化させる要因になることがあります。特にオキサリプラチンで治療中の方は注意しましょう(28 ページ参照)。仕事も含め、日常生活の中でどうしても寒冷刺激を避けることができない方は、医療者や家族、職場などによく相談をしてください。



冷たいものに触れたり、飲んだりしないでください。



洗面や手洗いなど可能な限り温水を使用しましょう。



炊事や洗濯時は厚めのゴム手袋を着用しましょう。



皮膚が濡れたら直ぐに水分を拭き取るようにしましょう。



エアコンなどの冷気に体をさらさないように気をつけましょう。
また、床など“ひんやり感”を感じる所を素足で歩いたり、直接座ったりしないようにしましょう。



冷たい空気を、一度に大きく吸い込まないように注意しましょう。

温感刺激でも症状がひどくなる!?

感覚過敏の状態では、温感刺激でも症状が強くなる可能性があります。熱いものを触るなどで症状が強くなることがあれば、直接、触れないようするなど工夫しましょう。

危険回避のための注意・工夫

今まで、普通に行えていた日常動作に困難を覚えることがあり、不安が強くなると思います。気持ちもあせり、注意が行き届かなくなります。落ち着いて行動し、時間に余裕を持つようにしてください。また、一人で頑張るのではなくて、可能であれば手伝ってもらいましょう。

■火傷に注意しましょう

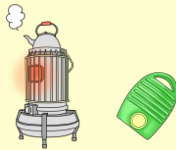
感覚が鈍くなっている場合は、熱いものに触っても気がつかない場合がありますので、注意が必要です。



直接、鍋やフライパンなどに触れないようにしましょう。鍋つかみを使用するとよいでしょう。



風呂の温度確認で直接手を入れないでください。
水温計を使用したり、家族等に依頼したりしてください。



ストーブや湯たんぽ、カイロなどで火傷をしないように気をつけましょう。

■転倒防止や細かい動作に対する工夫

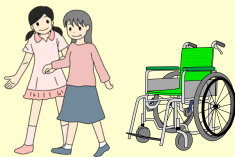
手足のしびれや筋力低下などの症状がある場合は、転倒等によるケガに注意したり日常生活動作を工夫したりすることが必要になる場合があります。



階段やちょっとした段差に気をつけましょう。
玄関マット、じゅうたんなどの敷物にも注意が必要です。足元をよく確認しましょう。
また、感覚が低下している場合は、バランスを崩しやすいので、転倒に注意しましょう。



歩く時はかかとから着くように、また太ももを上げることを意識しましょう。



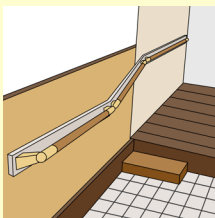
歩きにくい時は介助を依頼しましょう。
状態に応じて杖や車いすが必要になることもありますので、医療者に相談してください。



脱げやすいスリッパやサンダル、転びやすいヒールが高い靴は避けてください。
また、靴の脱ぎ履き時は、腰かけてから行うほうがよいでしょう。



床や畳に座る生活より、可能なら椅子に腰かける生活にしましょう。



手すりの設置や段差の解消、敷物を取り除くなど、家の中でも安全に配慮をしましょう（お風呂など滑りやすい所は、滑り止めのマットが必要な場合もあります）。
福祉用具や住宅改修に関連する社会制度やサービスについては、19～20 ページをご参照ください。



車の運転が難しくなる場合もあります。
無理をせずに、安全な移動手段を検討しましょう。
移動手段に困ったら、がん相談支援センターに相談してもよいでしょう。なお、運転を希望する場合は、可能な状態か担当医に確認した方がよいでしょう。



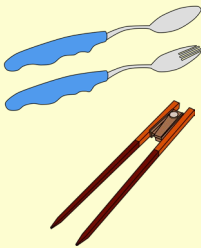
ボールペンなどは、グリップが細いものより、太いものの方が持ちやすいでしょう。



包丁などで手を切らないように気をつけましょう。
ピーラーやフードプロセッサーなどを使用したり、肉や魚は
お店でカットしてもらったり、カットされた野菜を利用した
りするのもよいでしょう。



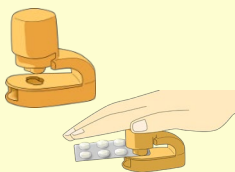
ペットボトルなどのフタが開けにくい場合は、
すべり止めシートを活用すると、開けやすくなることが
あります。



お箸が使いにくい場合は、スプーンやフォークで代用
しましょう。柄が太い方が持ちやすいようです。
また、お箸も持ちやすいようにグリップが工夫
されていたり、つまむ動作を補助したりする機能が
ついているものがあります。
自分が使いやすい自助具を選択しましょう。



着脱しやすいように、かぶるだけのものやボ
タンが大きめで位置が確認しやすいもの
を選ぶとよいでしょう。ボタンが小さいなど
でつかみにくい場合は、ボタン留め補助具を
使用する方法もあります。



錠剤が取りにくい場合は、左のイラストのような、薬を挟んで押して取り出せる道具があります。形状が合えば、利用してもよいでしょう。



しびれがある時や力が入らない場合は、爪切りより爪ヤスリを使用した方がよいでしょう。



重いものは持たないように工夫しましょう。

〈福祉用具や住宅改修の検討と社会制度〉

療養生活を支える社会制度やサービスがありますので、一部を簡単に紹介します。患者さんの状態により使えるしくみが異なりますので、詳細は各相談窓口にお問い合わせください。

公的介護保険制度※

概要	介護や支援が必要になったときに、適切なサービスを受け、自立した生活ができるようにするしくみです。利用者負担は1～3割*です(*2～3割:65歳以上で一定基準以上の所得の方)
対象	①65歳以上の方で、病名に関わらず介護が必要な方 ②40歳以上64歳以下の医療保険加入者の方で、介護が必要かつ16種類の特定疾病の方
給付内容	福祉用具の貸与/福祉用具購入費の支給(年間10万円) 住宅改修費の支給(一人につき20万円以内)
相談窓口	住居地の市区町村役場の介護保険担当課、病院の相談室 地域包括支援センター

※この情報は、2024年8月現在のもので、制度が変更になると内容も異なりますので、その都度確認してください。



社会福祉協議会の車いす貸出事業

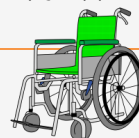
概要	病気、高齢、けが等で“一時的に”車いすが必要になった時に、無料もしくは安価でレンタルができます。費用や貸出期間は市町村によって異なります
相談窓口	居住地の社会福祉協議会

福祉用具の一般販売・レンタル

概要	介護保険の対象外の方でも福祉用具の販売・レンタル業者で福祉用具の購入や有料レンタルができます。なお、福祉用具の種類によっては、レンタルができないものもあります（シャワーチェアなど）
相談窓口	福祉用具販売・レンタル業者、病院の相談室、など

小児・若年がん患者在宅療養生活支援制度（※静岡県の場合）

概要	40歳未満のがん患者が在宅療養をする際に、一定の病状となり介護や支援が必要になった時に利用することができる制度。負担割合は1割だが、福祉用具の貸与・購入共に上限額が設定されている
対象	40歳未満のがん患者で、医師に一般的に認められている医学的知見に基づき、回復の見込みがない状態に至ったと判断された方（ただし20歳未満の方は、日常生活用具給付事業を受けていない方）で、在宅支援や介護が必要な方
給付内容	福祉用具の貸与/福祉用具の購入費の支給（各市町ごとに上限額あり）
相談窓口	居住地の市区町村役場の担当窓口、病院の相談室 ※他府県にお住まいの方も同様の制度がある場合もありますので、お住まいの地域の市区町村役場等にお問い合わせください



その他(自律神経障害)

■便秘について

水分摂取やおなかのマッサージ、適度な運動などを無理のない範囲で行いましょう。また、場合によっては薬剤処方などについて医師と相談しましょう。



■起立性低血圧について

低い姿勢から急に立ち上がるなどした場合に、めまいや立ちくらみなどを感じる症状です。起き上がる、立ち上がる動作はゆっくり行ってください。なお、頻回に起こる場合は、昇圧剤や弾性ストッキングなどでの対処が必要になる場合がありますので、担当医に相談しましょう。



末梢神経障害の症状は治りにくかったり、症状が改善するまでに長い時間が必要だったりします。無理をせずに、あなたの周りにあるサポート資源を最大限に活用しましょう。

